

○浦添市浄化槽設置補助金交付規程

平成19年12月25日

告示第75号

改正 令和3年6月22日告示第110号

令和6年12月26日告示第146号

浦添市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱(平成12年告示第10号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するための浄化槽設置補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBOD20mg/L(日間平均値)以下の機能を有するもので、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第2項に規定する構造基準に適合するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) 単独処理浄化槽等 単独処理浄化槽及びくみ取り便所をいう。

(令3告示110・一部改正)

(補助の対象)

第3条 補助金は、下水道の整備が見込まれない区域及び下水道整備に相当の期間を要する区域において、住宅に浄化槽(処理対象が10人以下のものに限る。以下この条において同じ。)を設置する事業又は既設の単独処理浄化槽等から浄化槽に変更する事業(以下これらの事業を「補助事業」という。)を行う者に対して、浄化槽法及び建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する手続を経て予算の範囲内で交付する。ただし、土地、住宅等を賃借等している者で、賃貸人等の承諾が得られないものについては、この限りでない。

(令3告示110・一部改正)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、次の表の人槽区分に応じて定める額を限度とする。

人槽区分	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
限度額	332,000円	414,000円	548,000円

(令3告示110・令6告示146・一部改正)

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、浦添市浄化槽設置補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出書の写し又は確認済証の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 地籍図(確認済証の写しを添付するときを除く。)
- (4) 土地、住宅等を賃借等しているときは、賃貸人等の承諾書
- (5) その他市長が必要があると認める書類

(令3告示110・一部改正)

(補助金の交付等の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者(以下「補助対象者」という。)に対しては浦添市浄化槽設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては浦添市浄化槽設置補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、速やかに通知するものとする。

(変更承認の申請等)

第7条 補助対象者は、[第5条](#)の規定による申請の内容を変更し、又は補助事業を中止し若しくは廃止するときは、浦添市浄化槽設置補助事業補助金交付申請変更等承認申請書([様式第4号](#))により、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業完了後、1月を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、浦添市浄化槽設置補助金実績報告書([様式第5号](#))に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検を行うときは、自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) [浄化槽法](#)定検査依頼書の写し
- (3) 補助事業に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要があると認める書類

(交付額の確定)

第9条 市長は、[前条](#)に規定する書類等を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認められるときは、補助金の交付額を確定し、浦添市浄化槽設置補助金交付額確定通知書([様式第6号](#))により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 [前条](#)の規定による通知を受けた補助対象者は、浦添市浄化槽設置補助金交付請求書([様式第7号](#))により、市長に請求し、市長は、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助対象者が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、[第6条第1項](#)の規定による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、[前条](#)の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(施工の確認)

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況及びその完了について施工の現場において確認するものとする。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月22日告示第110号)

この告示は、令和3年6月22日から施行する。

附 則(令和6年12月26日告示第146号)

この告示は、令和7年1月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

浦添市長 殿

住所
電話()
氏名

浦添市浄化槽設置補助金交付申請書

浄化槽設置補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 設 置 場 所	浦添市
2 交 付 申 請 額	金 円
3 住 宅 等 所 有 者	1本人 2共有(人) 3その他()
4 着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
5 事 業 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

(添付書類)

- 1 浄化槽設置届出書の写し又は確認済証の写し
- 2 設置場所の案内図
- 3 地籍図(確認済証の写しを添付する場合を除く。)
- 4 土地、住宅等を賃借等している者は、賃貸人等の承諾書
- 5 その他市長が必要があると認める書類

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

殿

浦添市長 印

浦添市浄化槽設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったことについて、交付すると決定したので、
下記のとおり通知します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 交付条件

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があるときは、直ちに市長に
報告しなければならない。

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

殿

浦添市長 印

浦添市浄化槽設置補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったことについて、交付しないと決定したので、
下記のとおり通知します。

記

(理由)

様式第4号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

浦添市長 殿

住所
電話()
氏名 印

浦添市浄化槽設置補助金交付申請変更等承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付の決定を受けたことについて変更等をしたいので、下記のとおり承認申請します。

記

- 1 申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止
(理由)

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

浦添市長 殿

住所
電話()
氏名 印

浦添市浄化槽設置補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定の通知のあった浄化槽
設置事業を完了したので、下記のとおり報告します。

- 記
- 1 交付決定額 金 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日

- 3 添付書類
- (1) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
 - (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
 - (3) 補助事業に係る領収書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類

様式第6号(第9条関係)

第 号
年 月 日
浦添市長 印

殿

浦添市浄化槽設置補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあったことについて、補助金交付額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

確定金額 金 円

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

浦添市長 殿

住所
電話()
氏名 印

浦添市浄化槽設置補助金交付請求書

年 月 日 第 号で通知のあった浄化槽設置補助金を、下記
のとおり請求します。

記

請求額 金 円

口座振込依頼		
金融機関名	銀行	支店
口座種別		
口座番号		
口座名義人		